

## 様式1

事 業 報 告 書  
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

## 1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団良友会

- ①  財團  社團 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岡山県岡山市中区藤崎465番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成57年11月29日

(4) 設立登記年月日 平成57年11月30日

(5) 役員

	氏 名	備 考
理事長	中島 唯夫	病院管理者
理事	中島 良彦	
理事	中島 聖恵	
理事	中島美智子	
理事	中西 紀男	
理事	仙波 芳一	
監事	光元 陽二	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	山陽病院	岡山県岡山市中区藤崎465番地	一般病床 0床 療養病床 15床 〔医療保険 15床〕 〔介護保険 0床〕 精神病床 204床 感染症病床 0床 結核病床 0床
介護老人保健施設	藤崎苑	岡山県岡山市中区藤崎463番地	入所定員 142名 通所定員 50名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。  
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。  
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
藤崎苑在宅介護支援センター	岡山県岡山市藤崎463番地	
訪問看護ステーション桑の実	岡山県岡山市藤崎504番地8	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
駐車場業	なし	
料理品小売業	なし	

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年5月31日 令和3年度決算の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(7) その他の

なし

以上

様式 2

法人名 医療法人社団 良友会

所在地 岡山市中区藤崎465番地

※医療法人整理番号 00070

財 産 目 錄  
(令和4年3月31日現在)

1. 資 産 額	3, 296, 700 千円
2. 負 債 額	1, 579, 512 千円
3. 純 資 産 額	1, 717, 189 千円

(内 訳)

(単位 : 千円)

区分	金額
A 流動資産	1, 513, 362
B 固定資産	1, 783, 338
C 資産合計 (A+B)	3, 296, 700
D 負債合計	1, 579, 512
E 純資産 (C-D)	1, 717, 189

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

## 様式3-1

法人名 医療法人社団 良友会  
 所在地 岡山市中区藤崎465番地

※医療法人整理番号 00070

貸 借 対 照 表  
 (令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,513,362	I 流動負債	389,591
現金及び預金	1,168,010	支払手形	
事業未収金	331,187	買掛金	23,788
有価証券		短期借入金	106,000
たな卸資産	12,955	未払金	145,560
前渡金		未払費用	
前払費用	786	未払法人税等	27,632
繰延税金資産		未払消費税等	2,924
その他の流動資産	425	繰延税金負債	
II 固定資産	1,783,338	II 固定負債	1,189,921
1 有形固定資産	1,772,570	医療機関債	
建物	1,145,251	長期借入金	862,595
構築物	18,285	繰延税金負債	
医療用器械備品	24,330	退職給与引当金	327,326
その他の器械備品		その他の固定負債	
車両及び船舶	1,684	負債合計	1,579,512
土地	583,020	純資産の部	
建設仮勘定		科 目	金 額
その他の有形固定資産	6,112	I 資本剩余金	
2 無形固定資産	5,297	II 利益剰余金	1,717,189
借地権	815	1 代替基金	
ソフトウェア		2 その他利益剰余金	1,717,189
その他の無形固定資産		設立等積立金	1,247,867
3 その他の資産	4,656	繰越利益剰余金	469,322
有価証券	50	III 評価・換算差額等	
長期貸付金		てソ他有仙社分計仙左領全	
役職員等長期貸付金		繰延ヘッジ損益	
長期前払費用	117	IV 基 金	
繰延税金資産	4,489	純資産合計	1,717,189
その他の固定資産		負債・純資産合計	3,296,700
資産合計	3,296,700		

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

## 様式4-1

法人名 医療法人社団 良友会  
所在地 岡山市中区藤崎465番地

※医療法人整理番号 20070

損 益 計 算 書  
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,012,906
2 事業費用	1,922,497	
(1)事業費		
(2)本部費		1,922,497
本来業務事業利益		90,409
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事 業 利 益		90,409
II 事業外収益		
受取利息	13	
その他の事業外収益	163,010	163,023
III 事業外費用		
支払利息	12,317	
その他の事業外費用	22,515	34,832
經 常 利 益		218,599
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		0
V 特別損失		
固定資産除却損		
その他の特別損失		0
税 引 前 当 期 純 利 益		218,599
法人税・住民税及び事業税	61,795	
法人税等調整額		61,795
當 期 純 利 益		156,805

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

## 監事監査報告書

医療法人社団良友会

理事長 中島 唯夫 殿

私は、医療法人社団良友会の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月31日

医療法人社団良友会

監事 光元 陽二

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。